千葉県廃棄物処理施設設置等審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県行政組織条例(昭和32年千葉県条例第31号。以下「条例」という。)第34条の規定により、条例に定めるもののほか千葉県廃棄物処理施設設置等審議会(以下「審議会」という。)の議事及び運営に関し必要な事項を定める。

(委員の構成等)

- 第2条 委員の専門分野は、廃棄物の処理、大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水 を含むものとする。
- 2 委員は再任されることができる。

(審議会の招集)

第3条 会長は、審議会を開催しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議案を委員に通知するものとする。

(審議会)

- 第4条 会長が必要と認めるときは、書面で委員の意見を聴き、審議会の開催に代えることができる。
- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明を聴くことができる。
- 3 会長が必要と認めるときは、廃棄物処理施設等の現地調査を行うことができる。

(意見書の提出)

第5条 審議会に付した議案のうち、意見聴取が終了した議案については、会長が各委員 の意見を取りまとめ、知事に意見書を提出するものとする。

(審議会の公開)

第6条 審議会は、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)第27条の3 の規定により、非公開とする。

(議事録)

- 第7条 審議会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。
 - (1) 審議会の日時及び場所
 - (2) 出席者の氏名
 - (3) 審議会に付した議案
 - (4) その他必要な事項

2 審議会の議事録は、公開するものとする。ただし、公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合には議事録の全部又は一部(発言者の氏名を含む。)を公開しないことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(雑 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が 定める。

附則

この要綱は、平成25年9月20日から施行する。